

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月5日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	大月町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.otsuki.kochi.jp/kakuka/003-02.html

執行機関名 大月町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱(平成17年教委訓令第3号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		平成27年12月17日条例第19号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条別表第1 4大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱(平成17年教委訓令第3号)によるの就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)	大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱(平成17年教委訓令第3号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受け取ることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は学校教育法第19条に基づき、 <u>経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者</u> に対して実施する、 <u>就学援助事務の適正かつ円滑な執行</u> を図るため定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱(平成17年教委訓令第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱(平成17年教委訓令第3号)第7条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱第7条第1項による就学援助費(ただし医療費は除く。)の申請に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱(平成17年教委訓令第3号)第2条第1項第2号ア(イ)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年法律第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。)以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請者と同一世帯の者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	大月町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務要綱(平成17年教委訓令第3号)第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報